



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省）

〔告 示〕

○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務省）
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産省）
○出願公表後に名称変更がなされた件（同五〇七）

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

公示催告、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、中日本
高速道路株式会社料金の額及び徴収
期間の変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省

令

○経済産業省令第六号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十五日

経済産業大臣 茂木 敏充

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

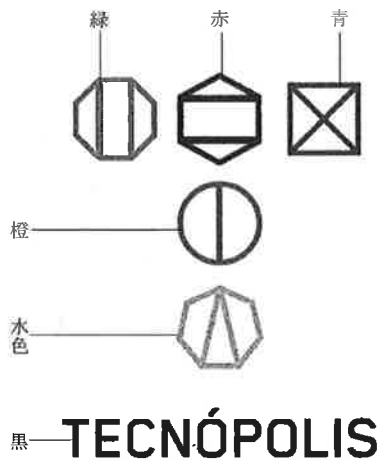
別表第二中アルゼンチンの項に次のように加える。

アルゼンチン 二 記章

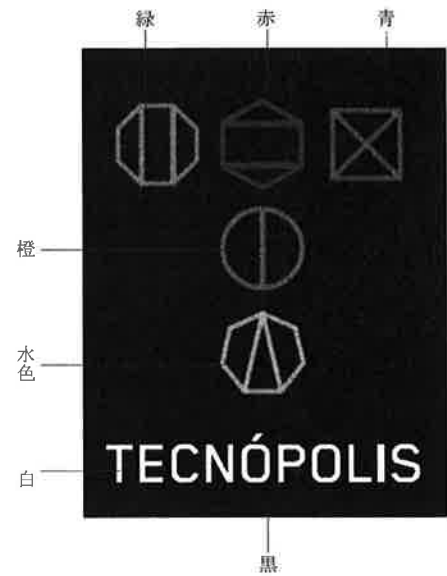


別表第四中一次産品共通基金の項の次に次のように加える。
東南部アフリカ市場
共同体

Common Market For Eastern And Southern Africa



四 記章

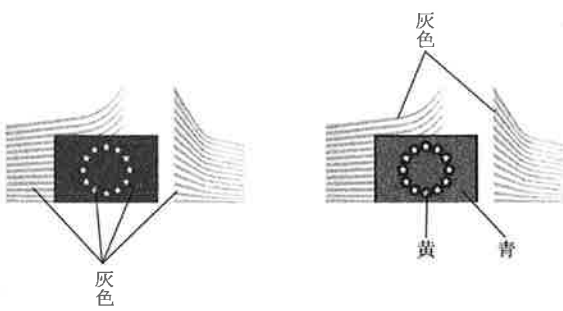


三 記章

欧州委員会

別表第四中欧州石炭鉄鋼共同体の項の次に次のように加える。

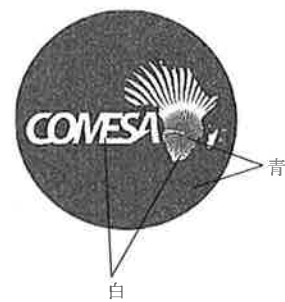
一 欧州委員会



三

二

COMESA



四

別表第四中世界水パートナーシップの項の次に次のように加える。

仏語圏エネルギー環境機構

一	仏語圏エネルギー環境機構
二	Institut de l'Énergie et de l'Environnement de la Francophonie
三	IEPF
四	



Institut de l'énergie et de l'environnement
de la Francophonie
IEPF

赤

黒

別表第四中国際度量衡局の項の次に次のように加える。

投資紛争解決国際センター

一	投資紛争解決国際センター
二	International Centre for Settlement of Investment Disputes
三	Centre international pour le règlement des différends relatifs aux investissements
四	Centro Internacional de Arreglo de Diferencias Relativas a Inversiones

五 ICSID

六 CIRDI

七 CIADI

八

九

十



十二



十一



十四



十三



十六

十五



Centro Internacional de Arreglo de
Diferencias Relativas a Inversiones

黒



Centre international pour le règlement des
différends relatifs aux investissements

黒

別表第四中国際オリンピック委員会の項の次に次のように加える。

国際パラリンピック
委員会

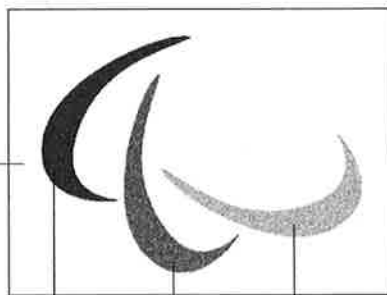
一 国際パラリンピック委員会

二 INTERNATIONAL PARALYMPIC COMMITTEE

三 IPC

四

五

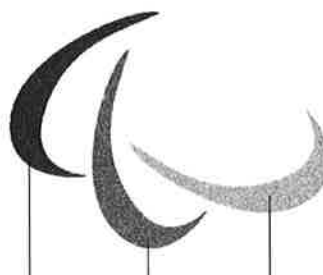


白

赤

青

緑



赤

青

緑

別表第四中国際移住機構の項の次に次のように加える。

仏語圏国際機構

一 仏語圏国際機構

二 Organisation Internationale de la Francophonie

三 OIF

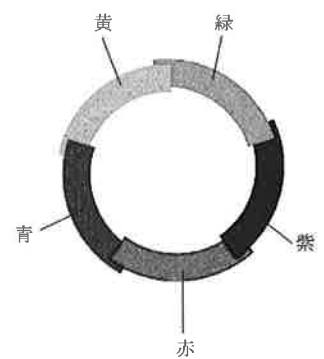
四 The International Organisation of La Francophonie

五 IOF

六



七



別表第四中太平洋共同体の項の次に次のように加える。

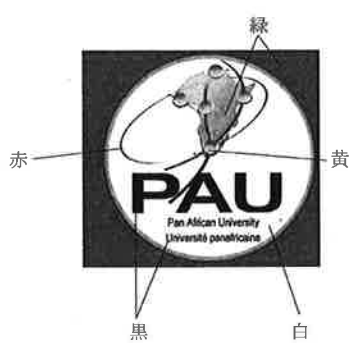
汎アフリカ大学

一 汎アフリカ大学

二 Pan African University

三 PAU

四



別表第四中国連開発計画の項を次のように改める。

国連開発計画

一	国連開発計画
二	
三	
四	United Nations Development Programme
五	Programme des Nations Unies pour le développement
六	Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo
七	برنامج الأمم المتحدة الإنمائي
八	联合国发展计划署
九	ПРОГРАММА РАЗВИТИЯ ОРГАНИЗАЦИИ ОБЪЕДИНЕННЫХ НАЦИЙ

附則

この省令は、平成二十五年三月二十五日から施行する。

告

示

○総務省告示第九十三号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十五日

総務大臣 新藤 義孝

第一項の表中百二十一の項を百二十二の項とし、百十三の項から百二十の項までを一項ずつ繰り下げ、百十二の項の次に次のように加える。

百十三	証明規則第二十条第四十七号の二に掲げる無線設備	別表第八十三
第一項の表に次のように加える。		
百二十三	証明規則第二十一条第六十一号に掲げる無線設備	別表第八十四
百二十四	証明規則第二十一条第六十二号に掲げる無線設備	別表第八十四

別表第十一を次のように改める。

別表第十一 証明規則第2条第1項第2号に掲げる無線設備の試験方法

一 一般事項（共通）

1 試験場所の環境

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、J I S Z 8703による常湿及び常湿（以下この別表において同じ。）の範囲内とする。

(2) その他の場合

(1)の環境に加え、周波数の偏差については振動試験及び温湿度試験を行う。詳細は各試験項目を参照。

2 電源電圧

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2) その他の場合

外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧 $\pm 10\%$ とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。

ア 外部電源から試験機器への入力電圧が $\pm 10\%$ 変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が $\pm 1\%$ 以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。